

令和2年12月24日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

1月1日から、市の手続き押印義務付けを原則廃止します！

茨木市は、令和3年1月1日から、国や府の法令などで見直すことができない手続きを除き、これまで押印を求めていた手続き1,884件中、1,843件の押印義務付けを下記のとおり廃止します。その結果、市の裁量で決定できる手続きの98.4%で押印の必要がなくなります。

今後は、今回押印見直しにより整理した手続きのオンライン化を順次実施することで、「行かなくてもいい市役所」の実現を図るとともに、「茨木市 DX 推進に関する宣言（次なる茨木 DX）」の各取組み(※)を進めてまいります。

記

市の裁量で決定できる手続き数	:	2,588件（全手続：3,071件）
押印を求めていた手続き数	:	1,884件
今回押印義務を廃止する手続き数	:	1,843件
今後押印が必要な手続き数	:	41件（国・府の法令等に基づき、押印が必要な手続を含めると524件）
→ <u>市の裁量で決定できる手続の98.4%で押印がなくても手続可能に</u>		

※ 今後の **DX** 取組み予定

- ・住民票の写し等の交付窓口へのキャッシュレス決済の導入
- ・公共施設における Wi-Fi 環境の整備
- ・新たな公共施設予約システムの導入
- ・リモートワークの推進
- ・庁内 Web 会議システムの導入 等

【問合先】

政策企画課長 岩崎 友昭

電話：072-620-1605

